

「地域の足」「観光の足」の現状と対策

～国土交通省「交通空白」解消本部の設置～

北海道運輸局札幌運輸支局

- 全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェアを地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部を設置する。
- 当該本部のもと、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みを進める。

国土交通省「交通空白」解消本部

目的

- **地域の足対策**
全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。
- **観光の足対策**
主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

構成員

- 本部長** 国土交通大臣
 - 本部長代行** 副大臣及び大臣政務官
 - 副本部長** 事務次官、技監及び国土交通審議官
 - 本部員** 官房長、公共交通政策審議官、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、観光庁長官、地方運輸局長等
- ※事務局：総合政策局 公共交通政策部門、物流・自動車局及び観光庁

取組事項とスケジュール

- ① **日本版/公共ライドシェアの取組が遅れている自治体（約600）への伴走支援** → 約600自治体においてタクシー等を利用可能に
※日本版/公共ライドシェアを実施済み/実施に向けて準備中の約1100自治体を除く自治体
- ② **主要交通結節点（約700）の2次交通アクセス向上支援** → 約700交通結節点においてタクシー等を利用可能に
R6.9 特に先行的に解決する必要性が高い自治体や交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す→公表
R6.12 上記以外の自治体・交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す →公表
- ③ **「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及**
R6.9 バージョンアップ 第1弾のとりまとめ（天候・大規模イベント等への対応等）
R6.12 バージョンアップ 第2弾のとりまとめ（新たなダイナミックプライシングなどの運賃料金の多様化等）

※解消本部に課長級の幹事会を設置し（毎月開催）、定期的に報告・議論

地域の足対策

○日本版/公共ライドシェアの取組が遅れている自治体への伴走支援

【取組の例】

- ・タクシーの利便性向上（ドライバーの増加、営業区域の柔軟な運用など）
- ・乗合タクシーの更なる普及促進
- ・日本版ライドシェアや公共ライドシェアを導入
- ・自治体とタクシー事業者が公共ライドシェアを共同で運営

観光の足対策

○主要交通結節点の2次交通アクセス向上支援

【取組の例】

- ・交通結節点へのタクシー等の計画的な配車
- ・一次交通事業者の協力も含めたタクシー等の予約環境の整備
（特急列車車内や航空機搭乗時におけるタクシー等の予約サービスの実施等）
- ・タクシー等のサイネージ、案内の掲出
- ・乗合タクシーの更なる普及促進、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入

日本版ライドシェア等のバージョンアップと全国普及

○バージョンアップ第1弾

- ・天候、大規模イベント等への対応
- ・台数制限の緩和
- ・貨客混載、協議運賃の導入
- ・5%ルール適用時間拡大
- ・マッチング率の算定方法合理化

○バージョンアップ第2弾

- ・新たなダイナミックプライシングなど運賃料金の多様化
 - ・タクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進
- ※交通政策審議会自動車部会にて検討

第1弾（実施済）

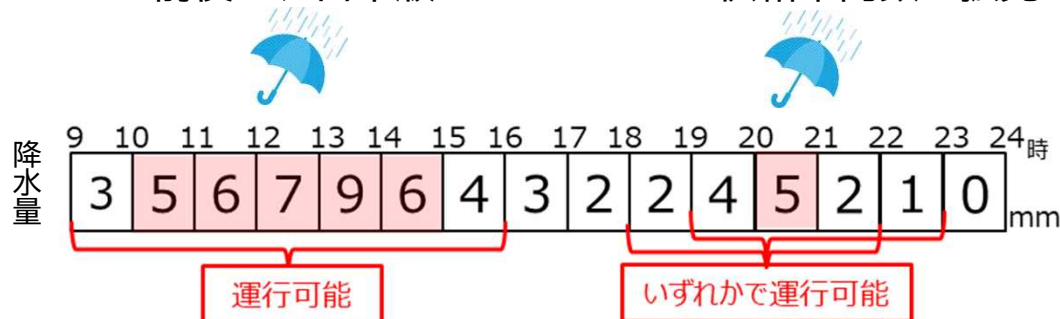
- 雨天時や大規模イベント等の高需要期における車両供給量の拡大
- 貨客混載の導入
- 協議運賃の導入
- 大都市部以外の地域における制限緩和
（使用可能車両数、曜日、時間帯）
- タクシー配車のマッチング率の算定方法合理化

第2弾（12月頃とりまとめ予定）

- 新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化の検討
- タクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進の検討

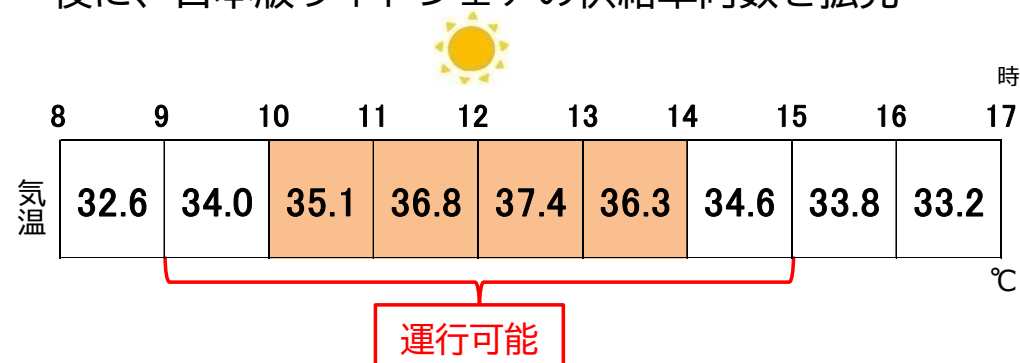
①雨天時における供給車両数・時間帯の拡充

○雨天時においては移動需要が大きくなるため、一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充



②酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充

○夏季においては移動需要が大きくなるため、酷暑（気温が35℃以上）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充



③イベント時における供給車両数・時間帯の拡充

○イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用促進及び日本版ライドシェアの供給拡充を実施

○日本版ライドシェアが導入されている地域において、自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、時間帯及び車両数を調整（時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整）



④災害対応時における日本版ライドシェアの活用

○地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする

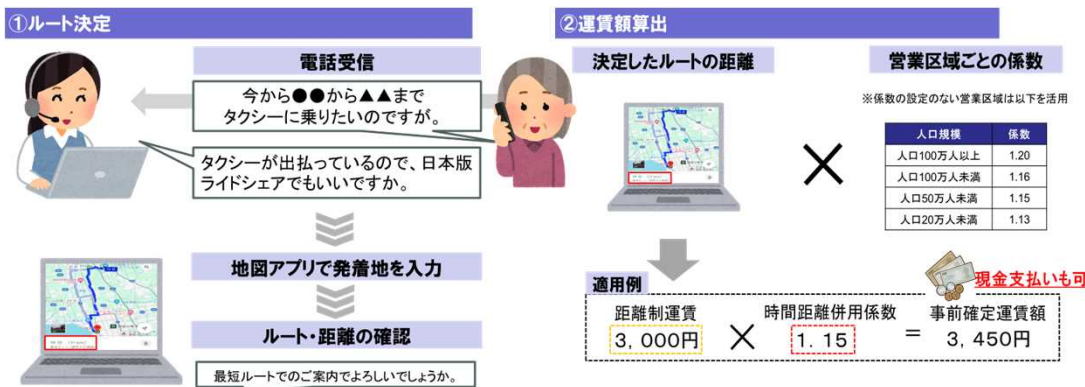
○地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、自治体等からの要請を踏まえ、車両数及び実施期間を調整



⑤配車アプリが普及していない地域での導入

○配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるよう、ガイドラインを策定

○電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、地方部での普及を促進



⑥貨客混載・協議運賃の導入

○タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする

○地域の関係者と協議が調った場合に、バス・タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、貨物運送を行うことが可能（貨客混載）

○タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能（協議運賃）



⑦曜日・時間帯・台数制限の緩和

○大都市部以外の地域において、日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出により、

✓曜日・時間帯の拡大

✓供給車両数の拡大（原則タクシー台数の5%まで → 今後は10%までに拡大）を可能とする

○タクシー事業者は実施状況のモニタリング（営業収入等）に必要なデータを提出し、供給過剰が発生するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は使用可能車両数を減車する